

第3章 計画の方向性

1 目指すべき将来像

県ではこれまで、第一次計画に掲げた「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を目指して、環境の保全に係る各種施策を計画的に実施してきましたが、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少など、環境問題はますます深刻化しています。

一方、人口減少や高齢化、グローバル化が急速に進み、本県においても過疎化や地域コミュニティの衰退、地域経済の縮小等の経済・社会問題が深刻さを増しており、このことが例えば里地里山の荒廃や鳥獣被害の増加といった環境問題にも結びついています。

このように、現在の環境問題は経済・社会問題とも密接に関係していることから、その解決には、環境と経済・社会が調和し統合的に向上できるよう、私たちの行動やライフスタイルを変革させていくことが重要です。

健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代へ引き継いでいくためには、まずは、私たちを取り巻く環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であること、また、私たちの暮らしが環境から多くの恩恵を受けている一方で、環境に対し負荷を与えており、そのことによって環境が損なわれるおそれが生じていることを認識しなければなりません。

そのうえで、すべての主体が常に環境との関係を意識し、自主的かつ積極的に環境の保全に関する行動を取るとともに、各主体がそれぞれの特性や資源を生かした協働に取り組むことによって、環境・経済・社会が調和し、好循環を生み出す「持続可能なえひめ」を創り、「やさしい^{えがお}愛顔」あふれる愛媛を将来の世代へつないでいくことが必要です。

そこで、本計画における「目指すべき将来像」を次のとおりとします。

つなごう未来へ「^{えがお}愛顔あふれる持続可能なえひめ」

2 基本目標

「目指すべき将来像」を実現するため、次の3つの「基本目標」を設定します。

- | | |
|-------|-------------------|
| 基本目標Ⅰ | かけがえのない環境の保全 |
| 基本目標Ⅱ | 目指すべき3つの社会の実現 |
| 基本目標Ⅲ | 未来を支える人づくり・しくみづくり |

I かけがえのない環境の保全

環境は人類の存続の基盤であり、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人類にとって健康で文化的な生活を送るために欠くことのできないものです。

「目指すべき将来像」を実現するためには、まずは私たちの身の回りの環境が健全で私たちにとって安全で快適なものとして保たれるよう、私たち自身が常に環境に配慮した行動を取ることが重要です。

II 目指すべき3つの社会の実現

次に、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へつないでいくうえで、私たちが直面している環境の危機に向き合わなければなりません。それは、大きく分類すると、地球温暖化の危機、資源の枯渇の危機、生態系の危機の3つの危機に分けられます。

私たちはこれらの危機を克服するため、これまでの行動やライフスタイルを変革させ、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現に取り組むことが必要です。

III 未来を支える人づくり・しくみづくり

「目指すべき将来像」の実現にあたっては、目指すべき3つの社会が実現されただけではなく、それらが統合的に達成されたうえで、持続可能なものとして次の世代、さらに次の世代へとつないでいけるよう取り組まなければなりません。

そのためには、多様な場での環境教育・学習や県民、事業者、環境活動団体等の主体的な取組を支える人づくり・しくみづくりが重要です。

3 基本方針

3つの「基本目標」を達成するため、次のとおり各目標に「基本方針」を設定します。

I かけがえのない環境の保全

① 安全で良好な生活環境の保全

環境の保全にあたっての原点は、私たちの身の回りの環境を良好な状況に保つことです。

大気、水、土壌といった常に私たちを取り巻いている環境をはじめとする、私たちの生活に直結した環境が常に安全で良好なものであるよう、各種対策に取り組みます。

II 目指すべき3つの社会の実現

① 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現

地球温暖化は、現在、地球的規模で取り組むべき最も重要かつ深刻な地球環境問題です。国際的には国連気候変動枠組条約に基づき取組がなされていますが、国はもちろんのこと、地方公共団体、企業、県民、NPOなど様々な主体が積極的に対策に取り組まなければ、解決できる問題ではありません。

このため、本県でも、温室効果ガス排出量が少なく安定した気候のもと豊かで持続可能な「低炭素社会」の実現を目指し、私たちができる地球温暖化対策に積極的取り組みます。

② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

私たちが生活や事業活動を営むことは、多くの場合において、天然資源の使用や廃棄物の発生など環境への負荷を生じさせています。

持続可能な社会を実現するためには、経済成長と資源の消費に伴う環境負荷の増加を切り離し、物質の循環の輪を途切れさせることなく、適正に廃棄物を処理する「循環」型のシステムに変えていく必要があります。

このため、廃棄物などの発生抑制、適正な循環的利用の促進、適正な処分の確保等によって、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する「循環型社会」の実現を目指します。

③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物がかかわりあう生態系から得られる恵み、生態系サービスによって支えられています。しかし、現在、私たちの活動等によって、かつてないスピードで種の絶滅が進むなど、生物多様性の危機を迎えています。

このため、私たちが自然の一部であることを改めて認識し、生物多様性を健全に維持・回復するとともに、次の世代にその恵みを継承していく、人と自然が共生できる「自然共生社会」の実現を目指します。

Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり

① 未来へつなぐ環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

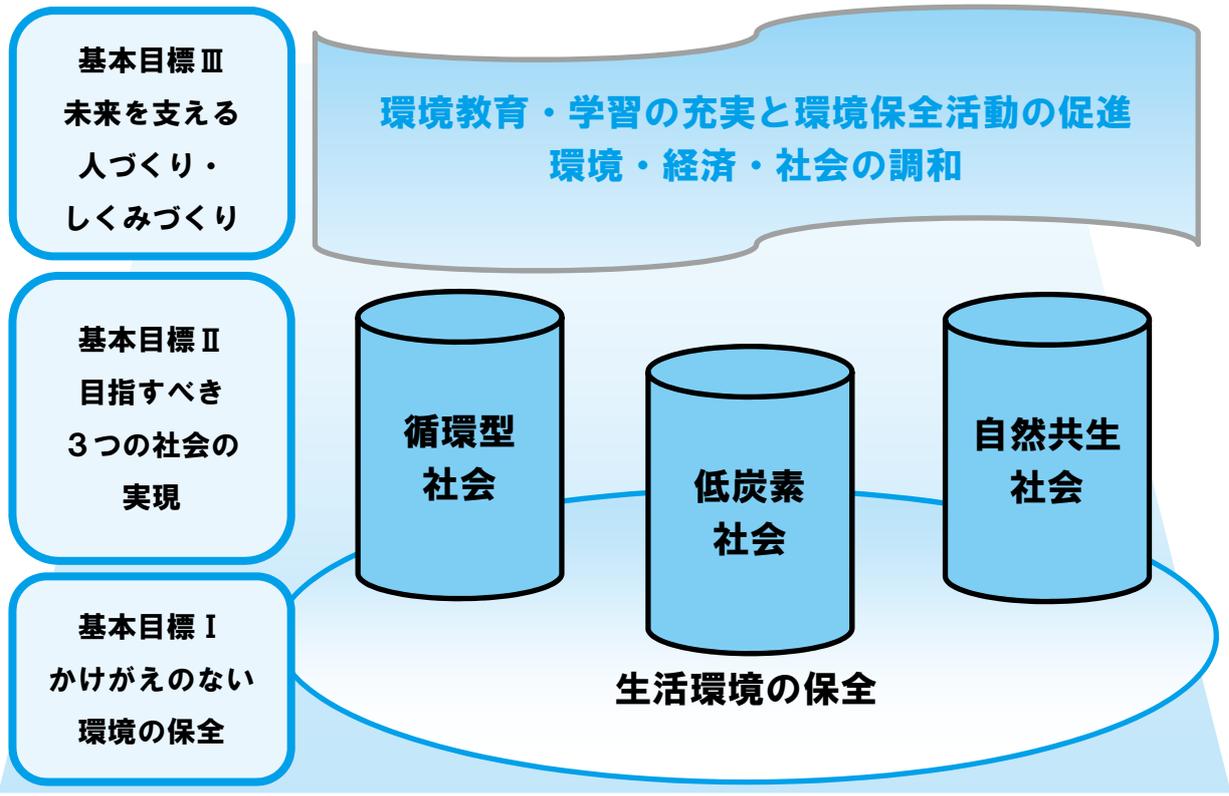
目指すべき3つの社会を統合的に達成し、持続可能な社会を構築するためには、あらゆる主体の環境意識を高め、行動に移していくことが重要です。

このため、学校、地域、家庭、職場など多様な場で私たちが環境に関する正しい知識を学べるよう、環境教育・学習の充実を図るとともに、自主的、主体的な環境保全活動が活発になり、更にお互いの連携・協働によって活動の輪が広がるよう取り組みます。

② 未来を支える環境・経済・社会の調和

従来は、経済社会活動が環境に対して負の影響を与え、一方で、環境が経済社会活動の制約要因として考えられてきました。しかし、持続可能な社会を構築するためには、環境、経済、社会のいずれかの側面だけが優先されるものではなく、統合的な向上を目指す必要があります。

このため、経済社会活動に環境配慮を織り込むとともに、環境ビジネスの創出や環境保全型産業の推進などに取り組むことにより、環境・経済・社会の調和を図ります。



4 施策の体系

設定した6つの「基本方針」に基づき、次のとおり施策を展開します。

